

委任状

【一般】

株式会社かんぽ生命保険 御中
 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 御中

記入日 年 月 日

この委任状は、かんぽ生命の保険契約については株式会社かんぽ生命保険へ、
 簡易生命保険契約については独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構へ提出します。

この委任状の [] 枠内は、すべて委任する方（委任者ご本人さま）が記入してください。

（注）委任者以外の方がこの委任状を記入された場合、ご請求をお受けすることはできません。また、確認のため、委任者へ電話連絡等をさせていただく場合があります。確認できない場合、確認できるまでご請求をお受けすることはできませんのでご了承ください。

委任する方（委任者）	住所	〒 -			様 Ⓡ ←印鑑登録証明書を提出する場合は、登録印を押印してください。
	氏名				
	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日		
	電話番号	() -	携帯番号	() -	

請求にいらつしやる方（委任代理人）	住所	<input type="checkbox"/> 委任者の住所と同じ。（注）委任代理人さまの住所が委任者さまと同一の場合は、口欄にチェックしてください（住所の記載は不要です。） 〒 -			委任者から見た続柄 様
	氏名				
	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日		
	日中の連絡先（携帯電話も可）	電話番号 () -			

1. 委任の内容

次の保険契約について、請求内容欄にチェックした請求を、委任代理人である請求人に委任します。

＜お願い＞ 保険金等のお受取りにつきましては、原則、口座への振込みをご案内させていただいておりますので、「受取方法」は「**委任者の口座への振込み**」をお選びいただきますようお願いいたします。

保険証券（書）記号番号	請求内容 （注）その他の請求の場合は（ ）内に請求内容を記入してください。	受取方法 （注）保険金等、貸付金、解約返戻金（還付）金のお受取りの場合、口欄にチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 保険金等の支払請求 <input type="checkbox"/> 契約者貸付の請求 <input type="checkbox"/> 解約返戻（還付）金の支払請求 <input type="checkbox"/> 保険契約者・保険金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 保険金等の振込先口座の指定 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 委任者の口座への振込み <input type="checkbox"/> 委任代理人が現金で受領
	<input type="checkbox"/> 保険金等の支払請求 <input type="checkbox"/> 契約者貸付の請求 <input type="checkbox"/> 解約返戻（還付）金の支払請求 <input type="checkbox"/> 保険契約者・保険金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 保険金等の振込先口座の指定 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 委任者の口座への振込み <input type="checkbox"/> 委任代理人が現金で受領
	<input type="checkbox"/> 保険金等の支払請求 <input type="checkbox"/> 契約者貸付の請求 <input type="checkbox"/> 解約返戻（還付）金の支払請求 <input type="checkbox"/> 保険契約者・保険金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 保険金等の振込先口座の指定 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 委任者の口座への振込み <input type="checkbox"/> 委任代理人が現金で受領

2. 手続きの際にお持ちいただくもの

○下記の書類 ○委任代理人の印章

上記の請求内容欄でチェックした数の合計の数字を左の [] に記入してください。

・委任者の印鑑登録証明書※又は委任者のみが使用できる公的書類※の原本 ・委任代理人の公的書類※の原本 （公的書類の例）○運転免許証 ○パスポート ○個人番号カード等の顔写真付証明書類 （※）印鑑登録証明書や健康保険被保険者証等の顔写真のない書類の場合、2種類の書類が必要です。また、お持ちいただいた書類については、写しをとらせていただく場合やご提出いただく場合があります。	※「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認を行う場合があります。この場合、委任者のご職業、お手続きの目的等を確認させていただきます（保険契約者の変更の場合は、変更後の保険契約者の公的書類、ご職業、お手続きの目的等を確認させていただきます。）。
---	--

（その他の注意点）委任対象の保険契約について、審査の結果、ご請求いただく保険金等のほかにお支払いすることができる保険金等があることが判明した場合、ほかにお支払いすることができる保険金等を委任代理人にお支払いすることがあります。